

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る事項については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和8年7月8日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

(1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

羽曳野市翠鳥園395番1ほか

イズミヤショッピングセンター古市

(3) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市西成区花園南一丁目3番22号

株式会社エイチ・ツー・オー商業開発

代表取締役 今井 康博

(4) 変更年月日

(1)アに掲げる事項 令和7年5月17日

(1)イに掲げる事項 令和8年4月1日ほか

2 届出年月日

令和8年6月10日

3 縦覧の期間及び方法

(1) 期間

令和8年7月8日から同年11月9日まで

(2) 方法

ア インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/0110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)

イ 書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
(TEL (06) 6210-9497)
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課